

税務署受付印

棚卸資産の評価方法の届出書

※整理番号

令和 年 月 日     税務署長殿	納 税 地	〒	電話( ) -
	(フリガナ)		
	法 人 名 等		
	法 人 番 号		
	(フリガナ)		
	代 表 者 氏 名		
	代 表 者 住 所	〒	
	事 業 種 目		業

連 結 子 法 人  (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法 人 名 等			部 門	
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 ( 局 署 ) 電話( ) -		決 算 期	
	(フリガナ)			業種番号	
	代 表 者 氏 名			整 理 簿	
	代 表 者 住 所	〒		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
	事 業 種 目		業		

棚卸資産の評価方法を下記のとおり届け出ます。

記

事業の種類 (又は事業所別)	資 産 の 区 分	評 価 方 法
	商 品 又 は 製 品	
	半 製 品	
	仕 掛 品 ( 半 成 工 事 )	
	主 要 原 材 料	
	補 助 原 材 料 そ の 他 の 棚 卸 資 産	

参 考 事 項	1 新設法人等の場合には、設立等年月日	令和 年 月 日
	2 新たに他の種類の事業を開始した場合又は事業の種類を変更した場合には、開始又は変更の年月日	令和 年 月 日
	3 その他	

税 理 士 署 名	
-----------	--

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認
-------------	--------	-------------	------------------	--------	-------------	--------	-----------------------	-------	--------

## 棚卸資産の評価方法の届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、法人が棚卸資産の評価方法を選定して、その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）がその評価方法を届け出るときに使用するもので、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出してください。

区 分	提 出 期 限
(1)普通法人を設立した場合	設立第1期の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限（法人税法第72条又は第144条の4の規定による仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限とし、所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の法人税法第81条の20の規定による仮決算をした場合の連結中間申告書を提出するときはその連結中間申告書の提出期限とします。）
(2)公益法人等及び人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合	新たに収益事業を開始した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限
(3)公共法人が収益事業を行う公益法人等に該当することとなった場合	当該公益法人等に該当することとなった日の属する事業年度の確定申告書の提出期限
(4)公共法人又は収益事業を行っていない公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当することとなった場合	当該普通法人又は協同組合等に該当することとなった日の属する事業年度の確定申告書の提出期限
(5)設立後（上記(2)の場合は収益事業開始後、上記(3)の場合は当該公益法人等に該当することとなった後、上記(4)の場合は当該普通法人又は協同組合等に該当することとなった後）新たに他の種類の事業（上記(2)又は(3)の場合は、収益事業）を開始し、あるいは事業（上記(2)又は(3)の場合は、収益事業）の種類を変更した場合	他の種類の事業（上記(2)又は(3)の場合は、収益事業）を開始し、あるいは事業（上記(2)又は(3)の場合は、収益事業）の種類を変更した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条又は第144条の4の規定による仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限とし、令和2年旧法人税法第81条の20の規定による仮決算をした場合の連結中間申告書を提出するときはその連結中間申告書の提出期限とします。）

(注) 外国法人については、法人税法施行令第184条第5項の規定によって提出してください。

- 2 この届出書は、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。  
 3 棚卸資産の評価方法の選定は、事業の種類ごとに、かつ、資産の区分ごとに行うことになっていますから、その区分ごとに評価方法を定めて明確に記載しますが、事業の種類ごとのほか事業所別に、又は資産の区分をさらに細分して異なる評価方法を選定することができます。

- 4 各欄は、次により記載します。

- (1) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。  
 (2) 「事業の種類(又は事業所別)」欄には、実際に行っている事業の内容を種類別に記載しますが、事業所別に選定しようとする場合には、その事業所名を記載してください。  
 (3) 「資産の区分」の空白欄には、事業を2以上営んでいる場合又は事業所別に選定しようとする場合に、棚卸資産を次の区分によって記載してください。

イ 商品又は製品（副産物及び作業くずを除きます。）

ロ 半製品

ハ 仕掛品（半成工事を含みます。）

ニ 主要原材料

ホ 補助原材料その他の棚卸資産

(注) 副産物及び作業くずは、その他の棚卸資産の中に含まれます。

- (4) 「評価方法」欄には、次に掲げる評価方法のうち採用しようとする評価方法を記載してください。なお、個別法による原価法(当該原価法により評価した価額を基礎とする低価法を含みます。)は、通常一の取引によって大量に取得され、かつ、規格に応じて価額が定められている棚卸資産については、選定できないことになっていますから注意してください。

イ 原価法

(イ) 個別法による原価法

(ロ) 先入先出法による原価法

(ハ) 総平均法による原価法

(ニ) 移動平均法による原価法

(ホ) 最終仕入原価法による原価法

(ヘ) 売価還元法による原価法

ロ 低価法

(イ) 個別法による原価法に基づく低価法

(ロ) 先入先出法による原価法に基づく低価法

(ハ) 総平均法による原価法に基づく低価法

- (ニ) 移動平均法による原価法に基づく低価法
- (ホ) 最終仕入原価法による原価法に基づく低価法
- (ハ) 売価還元法による原価法に基づく低価法

(注) (4)に掲げる法定の評価方法によらないで、特別な評価方法により行おうとする場合には、その評価方法についてあらかじめ税務署長の承認を受ける必要がありますので、その場合には「棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書」を作成し、所轄税務署長に提出してください。

- (5) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- (6) 「※」欄は、記載しないでください。

5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。